

高等学校等就学支援金

- 対象者 ①～⑤の条件を満たす者
① 高等学校（1～3年）に在籍していること
② 生徒が日本国内に住所を有していること
③ 高等学校等を卒業又は修了したことがないこと
④ 在学した期間が通算して36ヶ月未満であること
⑤ 保護者全員の市町民税の所得割額の課税標準額×6%—調整控除も額を合算した額が304,200円未満であること
- 支給額 月額9,900円を生徒に替わり兵庫県が受給し授業料に充当する
- 申請時期 1年生は4月、7月 2、3年は7月

高校生等奨学給付金

- 対象者 ①～④の条件を満たす世帯の保護者 ただし、以下の場合は対象外です
・保護者が福祉施設等の施設長や養育里親等であって、見学旅行費や特別育成費が措置されている場合
・保護者の一方が海外に在住し、兵庫県内に住所がない場合（兵庫県以外の場合は住所の都道府県にお問い合わせください）
- ① 高等学校等就学支援金制度の対象である国公立高校等の生徒の保護者等であること
② 保護者全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円又は生業扶助（生活保護）受給世帯であること
③ 家計急変による経済的理由から今年度の年間収入見込額が「保護者等全員の市町民税所得割額と県民税所得割額の合算が0円」に相当すると認められる世帯であること
④ 保護者等が兵庫県内に住所を有していること
- 支給額 生活保護世帯 32,300円
第一子 114,100円 第二子 143,700円
(年によって金額が変更される場合があります)
15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹のいる場合
家計急変による申請の場合は申請のあった日の翌月以降の月数に応じて算定した額
- 申請時期 7月

在学中に申請できる奨学金等

名称	貸与・給付	募集時期	対象者	金額等
高等学校奨学資金貸与事業（高等学校等教育振興会）	貸与(無利子)	随時	次のすべての条件を満たす者①学校教育法に基づく高等学校に在学していること②生徒の生計を主として維持する方が県内に住所を有していること③勉学に意欲がありながら経済的な理由で修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する者の収入が基準額以下であること	月額18000円
交通遺児育英会奨学金制度	貸与(無利子)	8月・1月	保護者が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒	月額2.3.4万円から選択
あしなが育英会	貸与・給付	5月・9月・12月	保護者が病気や災害、自死などで死亡又は1～5級の障害認定を受けていて、経済的な援助が必要としている家庭の生徒	月額45000円 (貸与25000円 給付20000円)
朝鮮奨学会	給付	4月	次の事項に該当する者①日本の各高等学校に在学している韓国人・朝鮮人学生②成績優良者(原則全学年度3.0以上)③4月1日現在満25歳未満の者	月額10000円
ひとり親家庭支援奨学金制度	給付	4月	全国で400名募集・ひとり親世帯で就学に関して経済的に困難な生徒・全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体の会員及び入会を希望する方の生徒・昨年度の学校出席率が80%以上・基準額以下の家庭・兄弟姉妹による複数の場合は年少者のみ	月額30000円
生活福祉資金(教育支援資金)	貸与	随時	次の要件をすべて満たす者①高等学校又はその卒業後2年以内の者②兵庫県内に居住中で同一地域に6ヶ月以上居住している世帯③低所得世帯④世帯内の学生の高等学校進学・在学にあたりその学費の捻出のため他から融資を受けることが困難又は融資を受けても進学・在学が困難な世帯	就学支援費 貸付限度額 500000円 教育支援費月額 35000円以内
母子父子寡婦福祉資金融資制度	貸与(年1.2%保証料別途)		県内に在住又は在勤し、就学予定又は就学中の家庭を持つ勤労者で貸付の要件を満たす者	修学資金月額 (限度額)27000 ～52500円

* 他給付型の奨学金等もございますが審査基準が厳しい・募集人数が少数のものは掲載していません

兵庫県内の各市町が所管する事業一覧

市町名	名称	貸与・支給の別	対象者	問い合わせ先
尼崎市	尼崎市修学援助金	支給	高等学校等に在学する生徒を持つ尼崎市在住の保護者で一定の所得基準以下の者など	尼崎市教育委員会事務局 幼稚園・高校企画推進担当 (TEL 06-4950-5665)
西宮市	西宮市教育委員会奨学金	支給	保護者(勤労学生等にあっては、本人)が本市に居住し、経済的理由により修学が困難であると認められる者 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校(1~3学年)、朝鮮高級学校に在学する者	西宮市教育委員会 学事課 (TEL 0798-35-3817)
芦屋市	芦屋市奨学金	支給	高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部又はこれに準ずる学校の高等部に在学している者で、経済的理由により修学が困難な者。 在学期間が各学校の正規の修業年限を越えていないこと。保護者が芦屋市に居住していること。(原則、住民登録が必要)	芦屋市教育委員会 管理部管理課 (TEL 0797-38-2085)
伊丹市	伊丹市交通遭難等学業援助資金支給事業	支給	(以下の全ての要件を備えている者) ①生徒または保護者が伊丹市に住所を有している者 ②世帯の生計中心者を交通事故またはこれに準ずる事故により亡くされた高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生	伊丹市健康福祉部生活支援室 こども福祉課 (TEL 072-784-8030)
宝塚市	宝塚市ひとり親家庭等大学生等奨学給付金	支給	父若しくは母のいずれかとその子からなるひとり親家庭又は父母ともにいない子の家庭の子で、経済的な理由により修学が困難な者	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)
宝塚市	宝塚市大学生等修学支援給付金	支給	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家計が急変し、学びの継続が困難となっている大学生等	宝塚市教育委員会学事課 (TEL 0797-77-2366)
川西市	川西市奨学資金事業	貸与(無利子)	高校、大学等に在学している者で、保護者が市内に居住しており、世帯の所得が基準額以下の者	川西市教育委員会事務局就学・給食課 (TEL 072-740-1256)
三田市	三田市高等学校等入学支援金	支給	三田市立中学校(特別支援学校中学部を含む。)を卒業した年度の翌年度に高等学校等に在籍している者の保護者で、かつ、次の各号のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有し、現に居住していること (2) 生活保護法に基づく保護を受給していないこと (3) 収入基準を満たしていること	三田市教育委員会教育支援課 (TEL 079-559-5136)
猪名川町	猪名川町奨学金	貸与(無利子) ※減額制度有	次の応募資格に該当する人 ①経済的事由により、修学が困難な高等学校・高等専門学校・専修学校・短期大学及び大学の入学予定者又は在学者で、本人又は保護者が猪名川町に居住する者 ②町が定める所得基準額以下の世帯	猪名川町教育委員会事務局 教育振興課 (TEL 072-766-6000)